

東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十一号

東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成十三年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「㊦」を削り、「第㊦条」を「第㊦条第一項」に、「政務課」を「環境課」に改める。

別記第四号様式の二中「㊦」を削る。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

一部を改正する規則を公布する。
東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の

令和六年二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十二号

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十四年五月東京都北区規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「第四十四条第一項第三号」の下に「、第五十二条第六項第三号」を加え、同項第五号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項若しくは第四項各号」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「、第五十八条第二項」を加え、同項第七号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同項第八号中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第十二号中「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に改め、同項第十八号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第四号、第五号、第七号、第八号及び第十二号並びに第七条の改正規定は、公布の日から施行

する。